

平成30年 議員年金の暦

市議会議員共済会

月	退職年金受給者	遺族年金受給者
1月	下旬 源泉徴収票の送付 31日 金融機関変更(3月期支給分から)の締切日	31日 金融機関変更(3月期支給分から)の締切日
2月	16日 確定申告受付開始(3月15日まで) 下旬 年金支払通知書の送付(3・6月期支給分)	下旬 年金支払通知書の送付
3月	5日 3月期年金支給日(12・1・2月分) 下旬 若年停止解除のお知らせ(2・3・4月生まれの方)	5日 3月期年金支給日(12・1・2月分)
4月	27日 金融機関変更(6月期支給分から)の締切日	27日 金融機関変更(6月期支給分から)の締切日
6月	5日 6月期年金支給日(3・4・5月分) 下旬 若年停止解除のお知らせ(5・6・7月生まれの方)	5日 6月期年金支給日(3・4・5月分)
7月	31日 金融機関変更(9月期支給分から)の締切日	31日 金融機関変更(9月期支給分から)の締切日
8月	下旬 年金支払通知書の送付(9・12月期支給分)	
9月	5日 9月期年金支給日(6・7・8月分) 下旬 若年停止解除のお知らせ(8・9・10月生まれの方)	5日 9月期年金支給日(6・7・8月分)
10月	31日 金融機関変更(12月期支給分から)の締切日	31日 金融機関変更(12月期支給分から)の締切日
11月	中旬(予定) 扶養親族等申告書の送付(共済会において所得税の源泉徴収の対象となる方※)	
12月	5日 12月期年金支給日(9・10・11月分) 上旬(予定) 扶養親族等申告書の提出期限 下旬 若年停止解除のお知らせ(11・12・1月生まれの方)	5日 12月期年金支給日(9・10・11月分)

※所得税の課税対象となる方とは、市議会議員共済会がその年中に支給する退職年金の年額が65歳未満の方については108万円以上、65歳以上の方については158万円以上となる方です。

● 現況届の提出は原則不要です

市議会議員共済会では、住基ネットを利用して受給者の方がご健在であるかの確認を行っているため、現況届の提出は原則不要です。市区町村への手続も必要ありません。

ただし、住基ネットを利用できない市区町村にお住まいの方、海外にお住まいの方につきましては、市議会議員共済会から「現況届」を送付します。「現況届」に住民基本台帳による市区町村長の証明(1月1日以後のものに限ります。)を受けて、所属されていた議会の事務局へ提出してください。なお、住基ネットでご健在であるかの確認ができなかった受給者の方で現況届の提出がない方は、年金の支給を差し止めることとなります。

● 年齢により支給を停止されている方へ(若年停止解除)

支給開始年齢に達しないことにより退職年金の支給が停止されている方については、支給開始年齢に達する日の属する月の翌月分(月の初日生まれの方はその月分)から退職年金を支給します。支給期の前に年金支給開始のお知らせと各種書類を送付します。

なお、年齢により支給を停止されている方でも恩給法別表第1号表ノ2に定める重度障害の状態になったときは退職年金が支給されます。詳しくは、所属されていた議会の事務局へお問い合わせください。

● 次の事由に該当された場合は、議会事務局に連絡をお願いします。

次の事由のうち、連絡が遅れますと支給される年金に過払金が生じる場合があります。

過払金が生じますと受給者の方やご遺族の方に返還していただくなど、大変お手数をお掛けすることとなりますので、早急に連絡をお願いします。

なお、手続は所属されていた議会の事務局を通じて行っていただきます。

1. 年金を受ける権利の消滅等((2)~(6)は遺族年金のみ)

- (1) 受給者が亡くなったとき
- (2) 婚姻したとき(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (3) 三親等内の親族以外の者の養子となったとき
- (4) 死亡した議員であった者との養子縁組を解消したとき
- (5) 18歳に達し、最初の3月31日を迎えたとき
- (6) 障害の状態であることを事由に年金の支給を受けている子または孫が障害の状態でなくなったとき

2. 本会への届出事項の異動等

- (1) 年金受取金融機関を変更したとき(金融機関の合併や店舗の統廃合があった場合には、議会事務局へその旨ご連絡ください。)
- (2) 市区議会議員として再就職したとき
- (3) 禁錮以上の刑が確定したとき

3. その他

- (1) 年金が振り込まれていないとき
- (2) 年金証書を紛失・損傷したとき

● 源泉徴収票の送付のお知らせ(退職年金受給者の方のみ)

確定申告等において必要となる源泉徴収票は、1月下旬に送付しますので大切に保管してください。源泉徴収票の再発行につきましては、所属されていた議会の事務局を通じて申請してください。

なお、遺族年金は、非課税のため源泉徴収票の発行は行っておりません。

● 年金支払通知書について

- (1) 退職年金受給者…年2回送付いたします。(2月下旬、8月下旬)
- (2) 遺族年金受給者…年1回送付いたします。(2月下旬)

支給額に変更が生じた場合は、その都度送付します。なお、年金支払通知書は再発行できませんので大切に保管してください。

● 日本政策金融公庫による融資制度について

市議会議員共済会が支給する年金は、法律により、次のことは禁止されています。

- (1) 年金を受ける権利を他の人に譲ること
- (2) 年金を担保に融資を受けること
- (3) 年金を差し押さえること

ただし、(2)につきましては、日本政策金融公庫(沖縄県にお住まいの方は、沖縄振興開発金融公庫)に限り、年金を受ける権利を担保にして融資を受けることができます。詳しくは、次の問い合わせ先にお問い合わせください。

- ・ 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
- ・ 沖縄振興開発金融公庫 本店 融資二部 融資相談・教育恩給担当室 098-941-1798